

野木町平地林危険木伐採等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公道、住宅又は公共施設等への倒木被害から人命及び財産を保護し、適正な平地林を維持するとともに、平地林の所有者（以下「平地林所有者」という。）の自主的な平地林環境の維持保全の推進を図るため、町内の平地林管理における危険木等の伐採等を行う者に対し、野木町平地林危険木伐採等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平地林 町内に存する森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 危険木 気象害、枯損、過度な成長等により倒木の危険性の高い樹木であり、胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある公道又は住宅等に被害を与えるおそれのあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、平地林所有者又は平地林所有者から伐採の承諾を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 野木町が課する町税の滞納がある者又は上下水道料金において未払いがある者
- (2) 野木町暴力団排除条例（平成23年野木町条例第19号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当する者
- (3) 国又は他の地方公共団体等からこの要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのある者
- (4) 同一会計年度において生計を同じくする者がこの補助金の交付を受けている者
- (5) その他町長が不適切と認める者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費のみとし、剪定又は枝払いに要する経費を除くものとする。

- 2 危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、第3条で定める補助対象者1人につき、1会計年度に1回限りとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、野木町平地林危険木伐採等支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 野木町平地林危険木伐採等支援事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 野木町平地林危険木伐採等支援事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業箇所の位置図
- (4) 事業箇所の写真
- (5) 事業費の見積書及び内訳書（補助対象費用と補助対象外費用が分かれているもの）の写し
- (6) 申請者が平地林所有者でない場合にあっては、平地林所有者承諾書（別記様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、野木町平地林危険木伐採等支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、交付決定後に事業を中止する場合には、申請を取り下げることができる。

(着手)

第 9 条 申請者は、第 7 条の規定による補助金の交付決定を受ける前に、補助対象事業に着手してはならない。

(実績報告)

第 10 条 第 7 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、当該事業が完了した日から 30 日を経過する日又は 3 月 15 日のいずれか早い日までに、野木町平地林危険木伐採等支援補助金実績報告書（別記様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 野木町平地林危険木伐採等支援事業収支精算書（別記様式第 7 号）
- (2) 補助対象事業の代金領収書の写し
- (3) 補助対象事業の施行前後が確認できる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第 11 条 町長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、野木町平地林危険木伐採等支援補助金交付確定通知書（別記様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の確定通知書を受けた補助事業者が補助金を請求するときは、野木町平地林危険木伐採等支援補助金交付請求書（別記様式第 9 号）を速やかに町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の決定の内容、これに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき町長が行った指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により決定を取り消すときは、野木町平地林危険木伐採等支援補助金決定取消通知兼返還命令書（別記様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定に基づき決定を取り消した者に対しては、この補助金に係る申請を受理しない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、野木町平地林危険木伐採等支援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。